

議員提出議案第4号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年2月29日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

提出者	あしや政風会	岩岡 りょうすけ
	公明党	西村 まさと
賛成者	芦屋しみんの未来	たかおか 知子
	会派に属さない議員	長谷 基弘

提案理由

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を国に求めるため。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

また今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

一方で、我が国の年金制度においては、国民年金の支給水準の向上なども大きな問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、国民的理解と合意に努めながら、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会